

令和 7 年度女性起業家育成支援事業業務委託仕様書（案）

1 委託名

令和 7 年度女性起業家育成支援事業業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで

3 実施目的

少子高齢化や人口減少の進展により、産業や地域活動など、様々な局面で人手不足が顕著化しており、担い手となる女性の参画がこれまで以上に求められている。本事業は女性の社会参画にあたり起業が選択肢の 1 つとなるよう取り組むものである。

本事業では、起業が多様なキャリアの 1 つの選択肢と認識していない女性や起業に対し漠然とした不安を感じている女性等に対し、起業のメリットを学ぶことができ心理的ハードルを払拭するセミナー等に触れることを通じて、起業への興味を持ってもらう機会の提供を行う。

また、起業に興味はあるがどのように行動したらよいかわからない女性に対し、ロールモデルとなる女性起業家や創業コーディネーター等から起業について学べる機会の提供を行う。

本事業を通じて、女性のキャリアの選択肢を増やし、また、起業に興味を持っている女性や起業を目指す女性が、相談しやすくお互い切磋琢磨し助け合えるコミュニティの形成を図ることを目指す。

ひいては、当市産業部門等を通じ、本事業により具体的に起業を目指す女性を様々な創業支援機関と連携させることにより起業の実現性を高められるよう努める。

4 委託内容

「3 実施目的」を踏まえ、受託者は以下の委託業務について、具体的な方法を工夫して実施すること。なお、委託業務の詳細等については別表 1 を参照とすること。

別表 1 に記載の「イベント等」および「プログラム」等にかかる調整、企画、実施、広報、集客活動および参加者へのアンケートの実施。

なお、主会場として岡山市男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」（岡山市北区表町三丁目 1 4 番 1－2 0 1 号）を使用すること。

●ホームページアドレス：<https://www.city.okayama.jp/0000005879.html>

「さんかく岡山」の使用（会場備え付けの備品を含む）に係る使用料については原則委託者の負担とする。別会場使用に係る経費については、原則受託者の負担とする。

5 事業遂行のための体制構築

（1）委託業務の責任者の設置

ア 受託者は、契約締結後、委託業務の責任者を定め、これを設置すること。委託業務の責任者を設置した場合、その氏名、連絡先、実績歴を委託者に報告すること。

イ 委託者との緊密な連携

受託者は、委託契約の締結後、委託者と協議の上、実施予定時期等を共有すること。

(2) 委託者との調整

ア 受託者は、委託者と密な連絡体制を構築し、事業を行うこと。受託者は定期的に担当者に報告・連絡・相談を行い、事業を円滑に進めること。

イ 受託者は、緊急の事態が発生した場合は、即座に委託者に連絡を行い、その指示に従うこと。

(3) ミーティングの開催

ア 受託者と委託者は、月に1回程度、ミーティングを開催すること。ミーティングでは事業の進捗状況の報告・協議等を実施し、情報共有を図ること。

イ 原則として、委託業務の責任者は、本ミーティングに出席すること。

ウ 受託者は、ミーティングの議事録を作成し、委託者に提出すること。

エ 委託者がミーティングの開催を受託者に対し要請した場合は、ただちにこれに応じること。

(4) 問合せ対応等の構築

受託者は、本受託業務の問い合わせ対応や参加者同士のコミュニティ形成のために通信環境（オンライン等）を整備すること。なお、問合せ者（質問者）への返信については、必要に応じ、その回答内容について委託者と協議を行った上で回答すること。

6 受託者の責務

(1) 本事業は女性の社会参画にあたり、女性にとって起業が選択肢の1つとなるよう裾野拡大および育成支援に取り組むものであり、受託者は、この趣旨を十分認識し、事業を運営遂行すること。

また、受託者は本事業の履行にあたり、不正な行為をするなど、委託者の信用を失墜する行為をしてはならない。

(2) 受託者は本事業にあたり、各種法令等を遵守すること。

7 業務遂行に係る受託者の負担等について

(1) 「4 委託内容」「5 事業遂行のための体制構築」に記載した事業に係る人的、物的費用は全て受託者の負担とする。

(2) 本業務に起因する苦情、トラブルへの対応は原則として受託者の責任において行うこと。

8 秘密の保持

(1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。契約終了後においても、同様の義務を負う。

(2) 受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。なお、契約終了後においても同様とする。

(3) 受託者は、業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守し、取得した個人情報の取扱いに最大限の注意を

払うこと。

- (4) 受託者は、本業務委託を実施する上で知り得た個人情報については、法に基づく、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結し、適切な管理を行うこと。

9 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

10 業務報告

- (1) 受託者は、イベント等実施実績(イベント等内容、来場者数、イベント等ごとのアンケート結果)をまとめた業務報告書を作成し、遅滞なくこれを提出すること。なお、参加者を撮影する場合は、事前に承諾を得ておくこと。
- (2) 受託者は、事業終了後すみやかに、委託者の担当者と協議の上で、履行状況をまとめた最終業務報告書を事業終了後、令和8年2月27日(金)までに書面で1部および報告書のPDFデータを保存したCD-R又はDVD-Rを市に提出すること。ただし委託者の承認を得ることで他のアプリケーションの使用も妨げない。

最終業務報告書には、業務の成果や参加者の動向(実際の起業数、岡山市創業支援・雇用推進課が実施する創業やスタートアップに関する事業等につなげた人数等)を記載するなど、事業効果の検証につながる内容とするよう工夫すること。

12 本作業上の条件

- (1) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできるものとする。
- (3) 岡山市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (4) 受託者は、当該業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また万一何らかの著作権問題が生じた場合は受託者の責任により対処すること。

13 再委託

- (1) 受託者は、委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。
- (2) 「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者はこれを再委託することはできない。

- (3) 受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務を再委託するにあたっては、当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、予め委託者が指定する様式を用いて届出等を行い、委託者の承認を得ること。
- (4) 上記(3)の書面には、以下の事項を記載すること。
- ア 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - イ 再委託先で行う作業の内容及び範囲
 - ウ 再委託を行う理由
 - エ 再委託先の選定理由
 - オ 再委託先に対する管理方法
 - カ その他、別に指示する事項
- (5) 上記(3)の手続きを経て再委託を受けた第三者（以下、「再受託者」という。）が、さらに別の第三者に再委託を行うことはできない。
- (6) 再受託者へのデータ受渡等が発生する場合、セキュリティに配慮した手法によるものとし、「(4) オ 再委託先に対する管理方法」の中でその手法を明記したうえで、委託者の承認を得ること。
- (7) 受託者は、再受託者の本委託業務の統括及び個人情報セキュリティの確保についてもその責任を負うものとする。
- 1.4 その他
- (1) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。
- (2) 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに委託者に報告すること。
- (3) 企画提案書の内容に基づいて業務を履行すること。

女性起業家育成支援事業業務委託 別表1（案）

項目	詳細	備考
(1) 「イベント等」の開催	ア.受託者は、女性の多様なキャリアの1つとして起業が選択肢となるよう、起業のメリットが学べ、心理的ハードルを払拭するような女性起業家を招いたテーマ・トークセッションイベントや女性が直面しやすい課題（子育て、フェムテック、スキルアップ、資金調達などのテーマ・課題）をビジネスの視点で考えるワークショップ等（以下、「イベント等」）を開催すること。 （1回15名以上目標、単発イベント、4回以上開催） 講師を引き立ててくれる、ファシリテーターを配置すること。	・ 当市創業支援・雇用推進課において実施している創業やスタートアップに関する事業等につながる内容となるよう努めること。 ・ イベント等を通じて起業に興味がある女性を下段「「プログラム」等の開催」に案内できるよう、内容や開催日について工夫すること。 ・ イベント等の開催手法については、オフライン（対面）を基本とする。 ・ 委託者が提案するイベント等についても企画・運営を検討し、開催に努めること。 ・ 当該委託事業以外で実施される起業家育成支援に関連するイベント等について適宜把握し、関係機関と調整をおこないながら企画・実施をすること。
(2) 「プログラム」等の開催	ア.受託者は、起業に必要な初歩的な考え方をコーディネーターの伴走のもと学ぶことができる連続した起業体験型プログラムを開催すること。2カ月間程で、1回2時間以上のプログラムを4回以上開催すること。 （全回参加条件、10名目標） 自身が起業経験を持つコーディネーターなどを1名以上配置すること。全回同じ講師が配置されることが望ましい。	・ 当市創業支援・雇用推進課において実施している創業やスタートアップに関する事業等につながる内容となるよう努めること。 ・ イベント等の開催手法については、オフライン（対面）を基本とする。 ・ 委託者が提案するイベント等についても企画・運営を検討し、開催に努めること。 ・ 当該委託事業以外で実施される起業家育成支援に関連するイベント等について適宜把握し、関係機関と調整をおこないながら企画・実施をすること。
(3) (1)、(2)について	ア. (1)、(2)にかかるコーディネーターなどへの謝礼含む調整、企画、実施、広報、集客活動および参加者へのアンケートの実施すること。	・ 広報については、遅くとも開催日から起算して2週間前から開始し受託者のネットワーク等を活用して集客に努めること。 ・ イベント、ミニプログラムについては、企画書を委託者に提出し、内容等を説明するとともに協議し、必ず開催日の1か月前までに了解を得ること。